

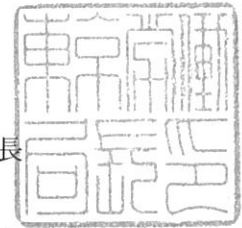


東労発基 1204 第 3 号

平成 29 年 12 月 4 日

(一社) 東京建設業協会 会長 殿

東京労働局長



建設工事現場の年末に向けた労働災害防止対策の徹底について(緊急要請)

平素より、建設業における労働災害防止対策の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、東京労働局管内の建設業における労働災害発生状況については、皆様のご努力により、昨年、一昨年ともに前年と比較して死亡災害、休業 4 日以上之死傷災害ともに増加に歯止めをかけることが出来ました。

しかしながら、本年は 7 月以降、建設業における労働災害が急増し、11 月末現在で死亡災害は 26 人と対前年同期比 4 人(18.2%)の増、休業 4 日以上之死傷災害は 875 人と 86 人(10.9%)の増と災害が多発している状況にあります。

本年の災害傾向を見ると、現場の職長の役割が不十分であったもの、元方と関係請負人、又は、関係請負人相互の連絡調整が不十分であったもの、現場全体の危険感受性の低下が懸念されるものなどの要因が見られます。

また、全国的にみると、自然換気が不十分な中での内燃機関の不適切な使用等による一酸化炭素中毒の事例も発生しています。

貴団体におかれましても、このような状況を厳粛に受け止めていただき、これから年末を迎え、現場作業の輻輳化に起因する災害なども予測されることから、会員事業場に対し、下記事項について工事現場内の総点検を行うように周知し、労働災害の防止に万全を期していただきますよう緊急に要請します。

記

1 基本的対策

(1) 統括管理の徹底

建設現場は、複数の事業者が混在して各種の作業を行うことを常態としているため、現場巡視をはじめ、労働安全衛生法第 30 条第 1 項に掲げる措置の徹底を図ること。

(2) 各段階に応じた安全衛生教育の徹底

若年労働者を始めとする、作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、職長・安全衛生責任者等に対する能力向上教育等、各段階に応じた安全衛生教育の徹底を図ること。

特に、建設現場における労働災害防止対策のキーマンとなる職長・安全衛生責任者に対しては、若年労働者をはじめ、建設業に不慣れな者を使用して作業を行うことを前提とした管理について、再教育を実施すること。

(3) 工事の計画段階における安全衛生の確保

リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクを除去・低減を行うとともに、リスクアセスメント結果の定期的な見直しの実施を行うこと。

2 墜落・転落災害防止対策

(1) 高所作業自体を除去・低減するための計画的取組の推進

死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が半数を占めることを踏まえ、上記1(3)のリスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。

(2) 「墜落・転落」を防止するための設備的対策の徹底

墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。

(3) 個人用保護具の適切な使用

設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、「安全带」等の個人用保護具の使用を徹底すること。また、屋根上での作業や足場の組立・解体作業等の墜落によるリスクが高い作業においては、「ハーネス型安全带」を積極的に採用すること。

(4) 不安全行動の排除

適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。

3 一酸化炭素中毒・酸欠・硫化水素中毒等の災害防止対策

(1) 換気の実施・警報装置の活用

自然換気が不十分な作業場所において内燃機関の使用を原則禁止するとともに、やむを得ず使用する場合には確実に換気を行うこと。

また、作業中のガス濃度の上昇に直ちに対応出来るように警報装置付の測定器により継続的に濃度測定を行うこと。

同封参考資料 1 建設業における労働災害発生状況(平成29年速報値)
2 東京における建設業死亡災害事例(平成29年分速報)

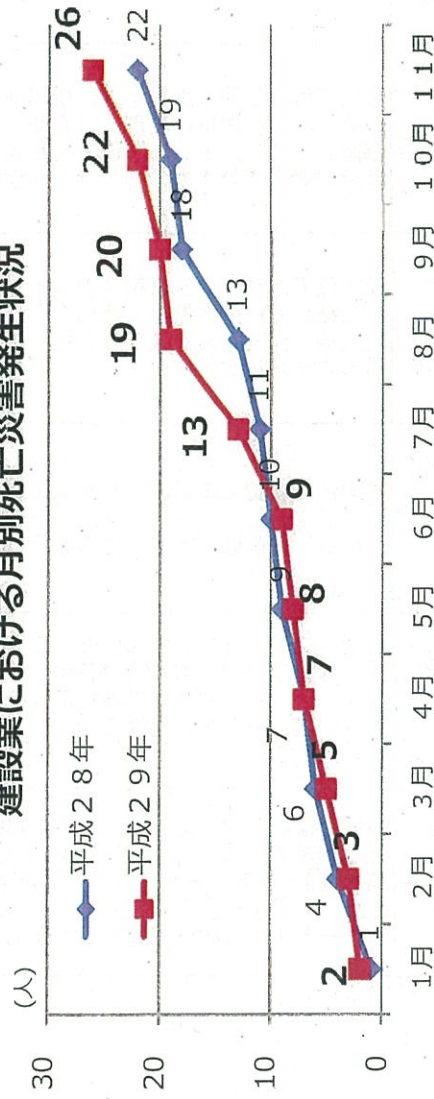


お問い合わせ先
東京都千代田区九段南1-2-1
九段第三合同庁舎13階
東京労働局労働基準部安全課 長澤
(03)3512-1615

建設業における労働災害発生状況（平成29年速報値）

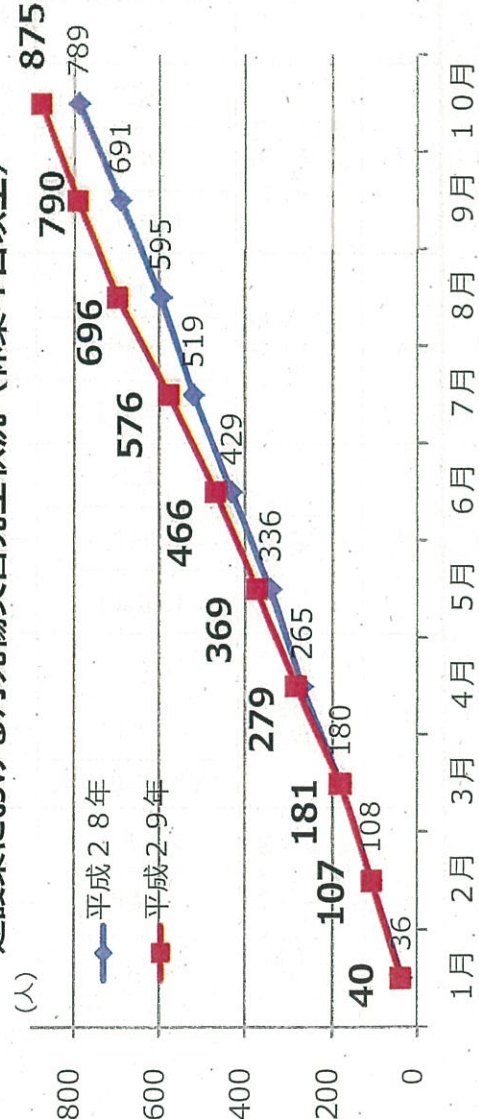
- 7月以降、死亡災害が急増し、11月末日時点で、対前年比18%増加
- 休業4日以上之死傷災害は、10月末日時点で、対前年比11%増加
- 事故の型別では、「墜落・転落」が最も多く、死亡災害の半数を占める。

建設業における月別死亡災害発生状況



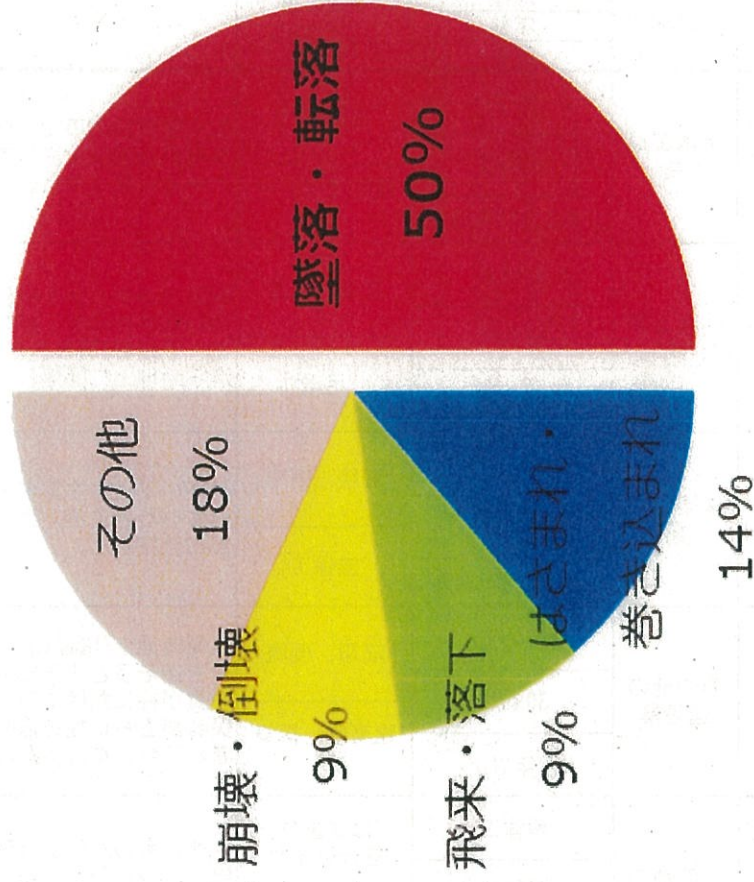
出典：死亡災害報告

建設業における月死傷災害発生状況（休業4日以上）



出典：労働者死傷病報告

事故の型別・死亡災害発生状況
(建設業・平成29年10月末時点)



出典：死亡災害報告

東京労働局管内 平成29年 建設業死亡災害事例

番号	発生月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
			年齢	起因物	
			経験		
1	1	土木工事業	土工	激突され	配水管布設工事で、巡回していた移動式クレーン仕様のパワーショベルがバランスを崩して倒れ、近くにいた被災者がパワーショベルのアームに挟まれた。
			60歳代	移動式クレーン	
			5年以上10年未満		
2	1	建築工事業	とび工	墜落、転落	鉄筋コンクリート5階建て、外壁補修工事で、南面単管ブラケット足場の解体作業中、被災者は地上から約7メートルの足場4層目から約5メートルの3層目へ足場の建地に沿って降りようとしたところ、足を滑らせ地上に墜落した。
			60歳代	足場	
			30年以上		
3	1	建築工事業	土工	崩壊、倒壊	鉄塔の基礎撤去工事中、被災者が基礎の周りの土砂を手掘りを取り除いていたところ、土止め支保工が崩壊しH鋼の腹起こしが被災者の頭部に激突した。
			50歳代	支保工	
			1年以上5年未満		
4	3	その他の建設業	解体工	崩壊、倒壊	鉄骨造地上3階建物（高さ約12m）の解体工事において、3階床で壁を引き倒そうとするため、被災者が鉄骨柱の根本をガス溶断し、他の作業員が柱にかけたロープを引っ張ったが、壁が倒れなかったため、被災者がさらに柱を溶断したところ、ロープを引く前に壁が倒れ、被災者が下敷きになった。
			30歳代	建築物、構築物	
			10年以上		
5	3	その他の建設業	解体工	はさまれ 巻き込まれ	木造住宅の解体工事現場において、躯体の解体終了後、解体用つかみ機（ドラグショベルにフォーク状のアタッチメントを装着したもの）を用いて、ワイヤーモックにまとめたガラをつり上げようとしたところ、近くで作業していた被災者の頭部をはさみ、被災したものの。
			40歳代	解体用機械	
			0年		
6	3	機械器具設置工事業	電工	交通事故（道路）	被災者は、夜間工事終了後、現場前の路上（片側三車線の歩道寄）に停車させた社用車の後部ドアを開けた状態で、積み込んだ物品の個数確認をしていたところ、後方から走行してきた軽トラックに轢かれ、病院に搬送されたものの、びまん性脳損傷により、死亡したものの。
			40歳代	トラック	
			10年以上		
7	4	トンネル建設工事業	技術者	墜落、転落	元方職員がクレーン警報音のスイッチの場所が分からず、別の場所にいた被災者に携帯電話で連絡を取り確認している途中で会話が途絶えたため、元方職員が被災者を捜したところ、通路から深さ5.5メートルの立坑内に倒れていた。
			30歳代	建築物、構築物	
			10年以上		
8	4	建築工事業	土工	飛来・落下	共同住宅新型工事における基礎の掘削作業中に、ドラグショベルを用いて掘削斜面にセメントミルクの塊を置いたところ、掘削斜面を転がり出し、掘削底面で掘削作業を行っていた被災者に激突した。
			60歳代	材料	
			10年以上		
9	5	その他の建設業	とび工	墜落、転落	11階建マンションの大規模修繕工事において、外壁周囲に設置されていた枠組足場（一部単管ブラケット足場）の解体作業中、被災者はプレス、下さんが取り外された足場板上（地上から10段目 地上からの高さ約16メートル 建物6階付近）において作業中、地上に墜落し死亡したものの。
			20歳代	足場	
			1年以上5年未満		
10	6	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	タイル工	墜落、転落	被災者は居住用マンション（RC13階）の外壁（タイル）補修工事を行う予定で、5階屋上に設置されてあったゴンドラに乗り込もうと、高さ120センチメートルの手すりを乗り越えようとして、パラペットに足を掛けて手すりを乗り越えようとしたところ、バランスを崩し高さ約13メートルから誤って墜落したと推定されるもの。
			60歳代	開口部	
			40年以上		

東京労働局管内 平成29年 建設業死亡災害事例

番号	発生月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
			年齢 経験	起因物	
11	7	建築設備工事	設備機械	墜落、転落	エレベーター改修工事に係る既存エレベータ撤去作業において、エレベーター搬器を固定していた16階付近で、搬器の床上に設置した枠組足場1層の作業床上に乗り作業していた被災者が、当該箇所から、昇降路壁と搬器間の開口部を介して、約78メートル下の昇降路ピットまで墜落したものの。
			40歳代	足場	
			20年以上		
12	7	その他の土木工事業	車両系建設機械運転者	墜落、転落	河川等の維持工事において、流路ないの除草等した草木等を搬出するため、車両系建設機械（つかみ機）を用いて搬出中、草木等を用いて斜路を形成して下降していたところ、斜路が崩壊して運転していた建設機械とともに転落し、流路内の側壁と建機の間にはさまれ死亡したものの。
			50歳代	地山・岩石	
			30年以上		
13	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	大工	有害物等との接触	耐震補強工事現場において、エンジン式ウエルダーを使用して溶接作業を行っていた作業者が倒れているのを休憩の呼びかけに行った同僚が発見し、病院に搬送されたが死亡したものの。
			30歳代	アーク溶接装置	
			10年以上		
14	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	作業員	飛来落下	足場の材料を積載型トラッククレーンの荷台に当該クレーン（つり上げ能力3t未満）を用いて積む作業において、玉掛け（被災者と別人）が単管パイプ（長さ1メートル）約50本を番線で結束したもの2束をスリング2本で玉掛けし、被災者がリモコン操作で吊り上げて旋回させながら荷台の方向へ歩行していたところ、吊荷の単管パイプが高さ約3メートルの位置から落下して被災者に激突したものの。
			20歳代	荷姿の物	
			1年未満		
15 ～ 17	8	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	内装工2 鉄骨工1	墜落、転落	高所作業者に搭乗した内装工が、デッキプレートで覆ったエレベーター開口に近接して作業中、何らかの理由によりそのデッキプレート上に載ったため、デッキプレートの耐力を超え、デッキプレートと共に作業していた5階部分より約36メートル下の地下3階に墜落した。また、同じデッキプレート上にいた、同僚の内装工と他の請負人の鉄骨工も地下3階まで墜落したものの。
			40歳代2 50歳代1	その他の仮設物建築物構築物	
			20年以上2 30年以上1		
18	5	その他の建築工事業	大工	墜落・転落	埼玉県にある資材置場の小屋の屋根の上で樹木の枝払い作業を行っていたところ、当該屋根から地上に約3メートル墜落した。
			60歳代	屋根、はり、もや、けた、合掌	
			40年以上		
19	8	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	基礎工	はさまれ巻き込まれ	3tトラックを被災者が坂道に停車させた後に運転席から降りて坂を下っていたところ、当該トラック（無人）が逸走し始めたため、被災者はトラックを止めようとしたが止まらず、トラックと坂道の途中にある電柱の間に挟まれ、被災したものの。
			30歳代	トラック	
			10年以上		
20	8	その他の建設業	溶接工	墜落・転落	天井クレーン（ごみクレーン）の部材を溶接していたところ、火花が当該クレーンのバケット上部に堆積していたゴミに引火した。周囲にいた労働者が消火したが、当該クレーンのガータ上で作業していた被災者が約8メートル下のコンクリート床面に墜落し、死亡したものの。
			60歳代	その他の装置・設備	
			30年以上		
21	9	その他の建設業	解体工	はさまれ巻き込まれ	アパート棟解体工事において、車両系建設機械（解体用つかみ機）を使用して解体作業を行っていたところ、当該機械に被災者がつかまれ、死亡したものの。
			40歳代	解体用機械	
			1年未満		
22	3	その他の土木工事業	管理者	その他	建設工事の地盤改良の施工管理業務に従事していた被災者（一次下請事業場所）が精神障害を発症し、失踪後に自殺したものの。（長時間労働によるもの）
			20歳代	起因物なし	
			1年未満		

東京労働局管内 平成29年 建設業死亡災害事例

番号	発生月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
			年齢	起因物	
			経験		
23	10	機械器具設置工事業	運転者	機械装置	2tトラックの荷台から、鉄製のかごに入れた産業機械の部品（計約510Kg）を降ろそうと、同僚が荷台上でゲートリフターを降下させたところ、かごの中の荷が傾き、地上でかごを押さえていた被災者に激突し、被災者は荷の下敷きになり死亡したもの。
			30歳代	飛来・落下	
			1年以上5年未満		
24	11	その他の建築工事業	タイル工	足場	外部足場を解体に先立ち壁つなぎを取り外した後、被災者は、取り外した壁つなぎ設置跡に張ったタイルの紙シートをはがす作業を行っていた。作業過程でくさび緊結式一側足場（作業床幅24センチメートル）上を移動中にバランスを崩して地上まで墜落したもの。（墜落高さ約6メートル）
			70歳代	墜落・転落	
			40年以上50年未満		
25	11	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	ダンプ運転手	トラック	現場で発生した残土運搬のため、残土を積載したダンプトラックで現場を出発し、受入先である指定廃棄場所（川崎市）に向かっていたところ、途中の高速道路上でダンプが横転して、ダンプ運転手である被災者が死亡したもの。
			50歳代	交通事故（道路）	
			30年以上40年未満		
26	11	その他の土木工事業	現場管理者	金属材料	工事現場において、ガス管を掘削穴に敷設するため、当該ガス管を台車に乗せ穴の側面に移動させていたところ、バランスが崩れ、当該ガス管が台車ごと掘削穴に落下し、同現場の巡視に来ていた被災者が、ガス管の落下を止めようと掘削穴に立ち入ったところ、ガス管の下敷きになったもの。（現場所在地 群馬県）
			50歳代	飛来・落下	
			30年以上40年未満		